

## 「排出量および取組状況に関する論点整理（案）」に対する意見

### 1. 意見提出者 連絡先

会社名及び団体名	国際環境 NGO FoE Japan（団体として）
所属	
氏名	（担当）瀬口 亮子
会社及び団体所在地	東京都豊島区池袋 3 - 30 - 8 1F
電話番号	03 - 6907 - 7217
メールアドレス	seguchi@foejapan.org

### 2. 提出意見内容

該当箇所 (ページ、タイトル、行数等)	意見内容
全体として	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本論点整理（案）は、先に発表された IPCC の第 4 次報告の警告および目標にはるかに及ばない現状に対して、あまりに危機感を欠くと言わざるを得ない。</li> <li>・ IPCC の第 4 次報告を受け、近く日本政府が国際社会において「2050 年までに温室効果ガスを半減させる」ことを呼びかけるにあたり、日本国内においても、相応の長期目標を設定することは必須となる。本論点整理でもこれらの火急の状況に触れるべきである。具体的には、「2050 年までに 50%削減」(EU 並み)、「2020 年までに 20%削減」(英国並み)の長期・中期目標を設定すべきである。</li> <li>・ さらに短期・中期の整合性ある削減計画が不可欠である。今回の第一約束期間において CDM 等の京都メカニズムで数字を合わせ大量の資金を海外に流出させるより、環境税の導入等により国内でのインフラ整備に投資し、次の枠組みづくりを視野に入れた中期・長期目標に対応すべきである。</li> </ul>
P2 1 現状認識 (2) 現行「京都議定書目標達成計画」の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主行動計画フォローアップの結果として、排出増の主因が特に電力、鉄鋼部門における石炭使用の増加であることが確認されたことを明記すべきである。</li> </ul>
P5 2 今後の追加対策の論点 (1) 自主行動計画フォローアップ合同会議とりまとめで示された対策 その他の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 京都議定書の目標が総量削減である以上、原単位のみでの目標設定では国際的に通用しない。全業種で排出総量と原単位の両方の削減目標を設定すべきである。</li> <li>・ 目標達成のための制度を強化する必要がある。業界と政府の自主協定等により、目標達成を公約し、未達成</li> </ul>

	<p>の場合の担保措置や責任の所在を明確にするべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 根拠となるデータの迅速かつ十分な開示と第三者による評価が必要である。</li> </ul>
<p>P 5 同 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 民生(業務・家庭)部門関連 (イ)住宅・業務用ビルの省エネ化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新築の場合「2000 平米未満の住宅・建築物も規制の対象」とし、「省エネ基準を義務化」することは排出削減効果も大きく重要である。</li> <li>・ 既築も一定以上の規模の場合は、断熱改修を促進するための経済的措置が必要である。</li> <li>・ 「設備も含めた全体の省エネ基準化」においては、かえって電力消費を促進する傾向のあるオール電化住宅等のエネルギー使用の実態を確認すべきである。</li> <li>・ 住宅のライフスタイルトータルでの削減効果の観点から、国産材の使用や住宅の長寿命化を促す経済的措置が必要である。</li> </ul>
<p>P 7 同 運輸部門関連 (ロ)交通流対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「公共交通機関の利用促進」は、自治体と公共交通機関の共同によるインセンティブを導入して促進すべき。</li> <li>・ 「環状道路の早期整備、高速道路の利用促進」は自動車利用の促進およびCO<sub>2</sub>排出増加につながるのを削除すべき。</li> <li>・ 自動車を利用しなくても日常生活が送れる「コンパクトなまちづくり」を追記すべき。</li> </ul>
<p>P 7 同 運輸部門関連 (二)バイオマス燃料の導入促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バイオマス燃料の導入にあたっては、以下を条件とすべき。</li> </ul> <p>0. 輸送用エネルギー需要を削減するための抜本的対策を実施すること</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国内産・地域産のバイオマス資源、また食糧需要と競合しないバイオマス資源を優先的に利用すること</li> <li>2. 原料供給源が明確であり、サプライチェーン(供給連鎖)のトレーサビリティが確保されていること</li> <li>3. 生産から加工、流通、消費までの全ての段階を通してトータルに、温暖化防止効果が見込めること</li> <li>4. 原料生産において、法令遵守、環境・社会影響評価、生態系保全、社会的合意、環境管理の責任が果たされていること</li> </ol>
<p>P 8 同 産業・エネルギー転換部門関連 (ロ)電力分野における取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「科学的・合理的な運転管理による原子力設備利用率の向上」は、事故隠しが次々明るみに出る現状で非現実的。</li> <li>・ ここで現実的な数値に改めるにしても、原子力の利用は将来世代にとって温暖化の進行と同様に重い負荷</li> </ul>

	を遺すので依存すべきでない。
P 8 同 (八) 産業・エネルギー転換部門全体に係る取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「産業・エネルギー転換部門における石炭利用の抑制」は重要。石炭課税を強化すべきである。</li> <li>・ 石炭火力発電所にCO<sub>2</sub>排出原単位規制を行い、新設を規制すべき。</li> </ul>
P 8 同 (二) 新エネルギーに係る取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生可能エネルギーの活用の検討は「検討」でなく、「促進」とすべき。</li> <li>・ 電力は、現在のRPS法では不十分。当面は同法の目標値の大幅引き上げを行い、早急に固定価格買取制度の導入を行うべき。</li> </ul>
P 8 同 分野横断的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「国民運動」の定義は、民生・家庭部門の普及啓発に重点を置くのではなく、行政、事業者、消費者の連携により行う取組みの促進であることを明記すべき。</li> <li>・ 「国内排出量取引制度、環境税の導入についての検討」は、「検討」でなく「早期導入」とすべき。</li> <li>・ 「国内排出量取引制度」はキャップ・アンド・トレード方式とし、自主行動計画の促進に活用すべきである。</li> <li>・ 「環境税」の税収を再生可能エネルギーのインフラ整備に充当すべき。</li> </ul>